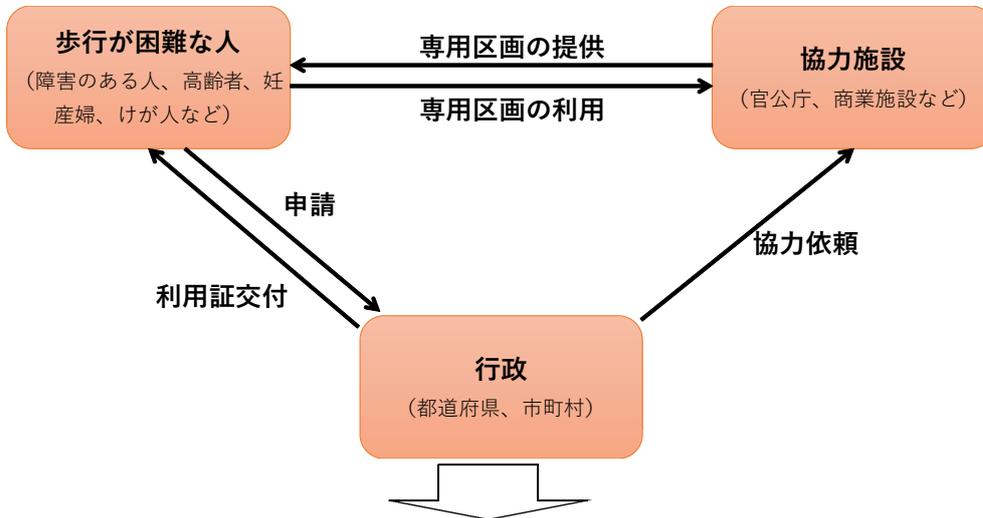


## パーキングパーミット制度（補足）

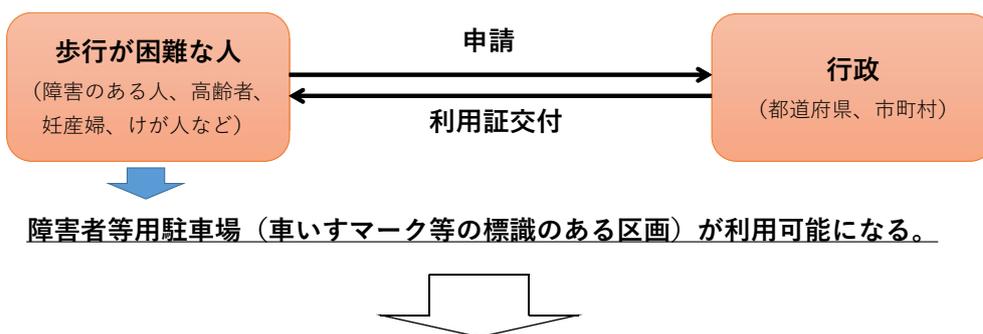
### 1 制度の違い

#### (1) A方式（一般的な方法）



- ・ 利用証の交付を受けた者だけが専用区画を利用できる。（利用証の無い者は、明らかな対象者でも利用できない。）  
⇒ 「不適正利用の抑制」を重視。

#### (2) B方式（茨城県、那覇市、浦添市）



- ・ 利用証の交付を受けた者は、障害者等用駐車場の利用が証明される。（利用証の無い者でも、明らかな対象者は利用できる。）  
⇒ 「外見から障害等が分からない方の利用促進」、「利用者等の負担軽減」を重視。

## 2 制度の比較

	A 方式	B 方式
制度概要	施設管理者と協定を締結	協定なし
	駐車区画は、協定を締結した施設の専用区画のみ	障害者等用駐車場（車いすマーク等）の全てが対象区画
	利用証所持者のみが利用可能	利用証所持者以外でも制度対象であれば利用可能
導入効果など	制度対象者が明確	ある程度明確
	不適正利用を抑制	ある程度抑制
	施設管理者が不適正利用者を注意する際の根拠となる	ある程度根拠となる （声掛けによる確認が必要）
	ダブルスペースの設置により、車いす使用者にも配慮されている	車いす使用者が利用しづらくなる可能性がある
	外見から障害等が分からない方が利用しやすくなる	A 方式と同じ
	明らかな制度対象者（車いす利用者等）でも申請が必須	必ずとも申請を必要としない
	施設管理者の負担が大きい （区画の確保、表示）	負担をある程度軽減